

## 宜野湾市立中央公民館定期利用団体の登録等に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の趣旨に則り、社会教育の一環として定期的かつ継続的に学習活動をおこなう団体に対し活動の振興を図るため、宜野湾市立中央公民館（以下「公民館」という。）を定期利用する団体（以下「サークル」という。）の登録等について、必要な事項を定めるものとする。

### (登録の基準)

第2条 サークルの登録に必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 団体の構成人員が10人以上で、かつ、構成員の過半数が宜野湾市内に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 団体の組織及び活動のために代表者を置き、会則又は規約等を備えていること。
- (3) 団体の代表者は、宜野湾市内に在住、在勤又は在学していること。
- (4) 団体活動のための経理が明らかであること。
- (5) 市民に広く開かれた団体であること。
- (6) 活動の成果をボランティア活動などとおして社会に還元できる団体であること。
- (7) 宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会（以下「協議会」という。）会則第3条に基づき、協議会に加入できること。
- (8) 構成員の資質向上に努め、協議会及び公民館が主催する行事に積極的に参加できること。
- (9) 構成員から徴収した会費は、主たる活動費に充てること。
- (10) 講師や指導者への報酬は、原則無償とする。ただし、謝礼金を支払う場合は、公民館が主催する講座の講師謝礼金の額に準ずるものとする。
- (11) 講師や指導者が自らサークルを主宰する場合は、金品その他活動に起因する対価を得ることがないこと。

### (登録の申請)

第3条 サークルの登録を希望する団体は、宜野湾市立中央公民館定期利用団体登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、宜野湾市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請するものとする。

- (1) 団体の会則又は規約
- (2) 団体役員・会員名簿（様式第2号）
- (3) 年間事業・活動計画書（様式第3号）
- (4) 団体紹介資料（様式第4号）
- (5) その他必要と認める書類

2 登録の申請期間は、定期利用をしようとする前年度の2月1日から2月末日までとする。ただし、サークルの施設利用が重複しない場合は、随時申請することができる。

### (登録証の交付)

第4条 委員会は前条に規定する申請の内容を審査し、第2条に定める登録基準に適合していると認めるときは、当該申請のあった団体をサークルとして登録するとともに、宜野湾市立

中央公民館定期利用団体登録決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 前条の申請において施設利用が重複する団体があるときは、調整を行うものとする。ただし、登録しようとする前年度の公民館主催講座から立ち上げたサークルが登録しようとする場合は、これを優先するものとする。

（登録の効果）

第5条 サークルは、次の各号の適用を受けることができる。

（1）優先して施設利用できる。ただし、次に該当するときは、この限りではない。

ア 宜野湾市主催事業があるとき。

イ 宜野湾市公共団体育成補助金交付規程（1964年6月29日規程第11号）に該当する団体が、法20条に規定する目的のために利用するとき。

ウ 県または市全域を対象とした公益性及び教育性の高い催事の利用があるとき。

エ その他特に教育長が必要と認めたとき。

（2）宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第1号）第12条に規定する使用料の減免を受けることができる。

（3）公民館が発行するサークル一覧表名簿に登録することができる。

（4）社会教育に関する情報の提供を受けることができる。

（5）その他、活動に関する相談及び助言等の援助を受けることができる。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、登録の日から登録年度の末日までとする。

（登録の変更等）

第7条 第3条第1項に規定する申請書の内容に変更があった場合は、速やかに宜野湾市立中央公民館定期利用団体登録（変更・取消し）届（様式第6号）を委員会に提出するものとする。

（登録の取消し）

第8条 委員会は、サークルが次の各号に該当する場合は、登録の取消し又は定期利用を停止をすることができる。

（1）解散又は第2条に定める登録基準に適合しなくなったとき。

（2）虚偽の申請によりサークルの登録を受けたとき。

（3）公民館の施設使用条件に反し、又は公民館の施設使用に関する所定の手続き等を故意に怠る等、サークルとしてふさわしくない行為等があったと認められたとき。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。